

令和8年度福岡県教育委員会広報紙「教育福岡」広告募集実施要項

1 広告媒体等

広告媒体、広告スペース等については、令和8年度福岡県教育委員会広報紙「教育福岡」広告掲載仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

2 広告掲載の時期

年4回

- ・ 1回目 令和8年6月中旬
- ・ 2回目 令和8年8月中旬
- ・ 3回目 令和8年11月中旬
- ・ 4回目 令和9年2月中旬

3 募集対象

広告主 2者

4 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 広告代理店が代理で令和8年度福岡県教育委員会広報紙「教育福岡」広告掲載見積書（別紙様式。以下「見積書」という。）を提出する場合、広告代理店の資格について、(1)及び(2)を準用する。

5 応募手続

- (1) 見積書の提出期限
令和8年4月16日（木）17時00分
- (2) 見積書の提出場所
〒812-8575 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
福岡県教育庁教育総務部総務課（秘書広報係）
- (3) 提出方法
持参（土日、祝日は受領しない。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着のこと。）とすること。
- (4) 応募の無効
次のいずれかに該当する応募は、無効とする。
ア 応募資格のない者が応募したとき。
イ 2以上の応募をしたとき。

ウ 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる応募をしたとき。

エ 見積書の金額、氏名若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい応募又は金額を訂正した応募をしたとき。

オ その他応募に関する条件に違反したとき。

6 広告掲載料

広告掲載料の募集最低価格は、1 枠につき 16,000 円（1 回当たり 4,000 円（消費税及び地方消費税を含む。））とし、見積書の見積額欄には、この金額以上の金額を記載すること。

なお、広告デザイン等の作成に要する経費は広告主の負担とする。

7 広告掲載事業者の決定

(1) 決定方法

見積書に記載した見積額が最も高い者を広告掲載事業者とする。

決定となるべき同額の応募をした者が 3 者以上あるときは、くじ引きにより決定する。

なお、この場合、くじ引きの実施日時場所等については別途通知する。

(2) 結果の通知

応募者に対して、文書で通知する。

(3) 契約の締結

広告掲載事業者の決定後、遅延なく契約書を取り交わすものとする。

8 その他

(1) 応募者は、この募集実施要項、仕様書、令和 8 年度福岡県教育委員会広報紙「教育福岡」広告掲載事業実施要領、福岡県教育委員会広告取扱基準、契約書案を熟読の上で応募すること。

(2) 見積書に記載する金額に含まれる消費税及び地方消費税の税率は、10%とする。

(3) 応募に要する費用は、応募者の負担とする。

9 問い合わせ先

〒812-8575

福岡県福岡市博多区東公園7-7

福岡県教育庁総務課秘書広報係

電話 092-643-3857

FAX 092-643-5064

メールアドレス kkouhou@pref.fukuoka.lg.jp